

入札監理小委員会
第517回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第517回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年10月9日（火）16：52～17：50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 神戸地方合同庁舎の管理・運營業務（財務省）
- 横浜第2合同庁舎の管理・運營業務（財務省）
- 労働大学校の管理運営等業務（独立行政法人労働政策研究・研修機構）

<出席者>

（委員）

古笛主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（財務省）

近畿財務局 神戸財務事務所 総務課 阪井総務課長

近畿財務局 神戸財務事務所 総務課 三浦合同庁舎管理係長

（財務省）

関東財務局 横浜財務事務所 総務課 大塚課長

関東財務局 横浜財務事務所 総務課 高梨課長補佐

（独立行政法人労働政策研究・研修機構）

総務部会計課 中津課長

労働大学校研修推進課 登坂課長

労働大学校研修推進課 井手課長補佐

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第517回入札監理小委員会を開催いたします。本日は、1、財務省の神戸地方合同庁舎の管理・運営業務の実施要項（案）、2、財務省の横浜第2合同庁舎の管理・運営業務の実施要項（案）、3、独立行政法人労働政策研究・研修機構の労働大学校の管理運営等業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、1、財務省の神戸地方合同庁舎の管理・運営業務の実施要項（案）についての審議を行います。実施要項（案）について、財務省近畿財務局神戸財務事務所総務課、阪井課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○阪井総務課長 近畿財務局神戸財務事務所の阪井と申します。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まずは庁舎の概要ということで、こちらにお配りしております、神戸地方合同庁舎の管理・運営業務ということでカラー刷りのものがございますが、このような庁舎でございます。私どもは神戸市の中央区に位置しております、JR、それから私鉄の最寄り駅では三宮となります。そこから南へ海のほうに向かって15分程度というところでございます。当庁舎は、ここにも書いておりますとおり、地上9階、地下1階でございます、現在11官署が入居いたしまして、約510名の職員が働いております。庁舎の特徴といたしましては、まずは昭和47年に建築されておまして、46年が経過し、大変古い庁舎である。それから、入退館ゲートを設置しておまして、入居官署の中には入国管理局様もいらっしゃるしまして、入国や在留資格等の手続のために外国人の方がたくさん来庁されるということが挙げられるところでございます。

今回の実施要項（案）につきましては、前回契約に採用いたしました設備機器等運転監視及び点検保守業務、清掃業務、警備業務の3業務について、引き続き一括して複数年契約を考えております。ただし、前回、事業実施については一括契約することにより、前回入札は1社入札となっており、競争性の観点から課題などがあることは事実でございます。これからその課題解決に向けた方策を含めて、神戸地方合同庁舎の管理・運営業務における民間競争入札実施要項（案）につきまして、担当者から説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○三浦合同庁舎管理係長 近畿財務局神戸財務事務所総務課の三浦と申します。よろしくお願いいたします。私から、お手元の入札実施要項（案）に沿って、前回との変更点についてご説明させていただきます。では、座って説明させていただきます。

まず、今回の実施要項（案）につきまして、主な変更のポイントをご説明させていただきます。

きます。一番大きな変更のポイントといたしましては、廃棄物の搬出及び処理につきまして、業務の対象から外したという点でございます。こちらにつきましては、前回の入札監理小委員会での指摘事項を踏まえまして、入札参加者を増やすべく事務包括化の範囲を検討した結果、廃棄物の搬出及び処理を清掃業務などから除外することとしたことによる変更でございます。

続きまして、実施要項の関係で、施設環境に関するアンケートにつきまして、前回は入居官署の単位での回答という形でさせていただいておりました。こちらにつきましては、今回の実施要項（案）におきましては、入居官署に勤務する各職員単位での回答とさせていただいております。また、分析に使用するために入居官署名、年齢、年代別、性別の項目を追加しております。こちらにつきましても前回入札監理小委員会での指摘事項を踏まえまして、入居官署の各職員の声幅広く拾えるように、官署単位ではなく官署職員個人単位のアンケートの実施法を変更する形にさせていただいております。こちらの変更することにつきましては、各官署の中でも構成人数の多い官署の方につきまして事前に調整をさせていただいた結果、その実施については特に問題ないということでご回答いただいた上で今回の実施要項（案）の作成に至っております。

続きまして、実施要項の中で大きな変更ポイントであります廃棄物の関係で連動して、設備機器等運転監視及び点検保守業務の中で、水槽の清掃・点検等のところにおきまして、水槽清掃により発生した汚泥についても一般廃棄物に該当するという形になりますので、こちらについても処理対象から外して、廃棄物として別途処理という形にさせていただいております。それについて仕様書の中で明記させていただいております。

以上の点が、前回の入札監理小委員会での指摘を踏まえた事項なのですが、これ以外に、前回の3カ年の実施のときから状況が変わった、あるいは実施庁舎の実態を踏まえて変更した箇所が何か所かございます。まず、厨房排気設備点検清掃業務につきまして、こちらは毎年1回、1月から2月の間に行うこととなっていたのですが、平成28年3月以降、食堂が営業休止中となっており、当面の間は営業再開の予定がないことから、設備の維持管理上支障を生じない形ということで、最終年度の平成33年度の1回のみの実施に変更させていただいております。また、清掃業務の関係におきまして、一部の官署の床の仕様がちょっと変わっているということで、その実態に合わせて洗浄の内容の項目を追加、あるいは定期清掃の面積、回数の変更等を行っております。

最初の話に戻らせていただきますと、前回に引き続き、一括複数年契約とするという理

由といたしましては、それまで個別の業務ごとに別々の業者と契約しておりましたが、必ずしも連携がうまく行っていなかった場合もございました。特に私どもの庁舎は、耐震化等の補修はあったものの、建築後46年が経過していることから老朽化も進みまして、日々細やかな庁舎管理が求められるものであると考えております。前回28年4月から一括複数年契約を採用することにより、グループ企業に統括管理責任者を配置いただいたこともあり、それぞれがほかの業務との連携を図る意識を持って業務を進めていくといった創意工夫が見られること、さらに単年度契約から複数年契約になったことで、単年度で業者が入れかわることによる業務の安定性の問題も軽減され、ノウハウが蓄積されるなどきめ細かい対応が行われており、快適な庁舎環境の確保かつ業務の安全性・確実性が確保され、公共サービスの質の向上が図られているものと評価しております。

この前回以降の業者からの具体的な創意工夫の例といたしましては、各業務責任者間の連携といたしまして、統括責任者と各業務責任者が自主的にミーティングを定例化して実施することで、それぞれの問題点や課題を共通認識として当局の報告を行うこととし、課題や改善に向けた連動した役割分担が明確となり、当局の効率的な管理・運営につながっております。また、効率的な清掃の実施ということで、汚れの度合いを、閑散・繁忙期の時間帯や事業者数をもとに、日常清掃の箇所を庁舎の9フロアをそれぞれ5分割し、外周を加えた46分割とするとともに、これを場所ごとに、どこが汚れているか、どこを重点的に清掃するかを分析し、効率的に清掃業務を実施することで、快適な環境確保に寄与し、公共サービスの質の向上にも貢献しているところです。

また、この業務の安全性・確実性の確保という観点におきましては、28年度から30年度の間、管理・運營業務の不備に起因する、神戸地方合同庁舎における執務の中断、空調の停止、停電、断水の発生については一切生じておりません。

加えて、今まで個別に3つの業務でそれぞれ実施しておりましたミーティングにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、統括管理責任者を配置したことにより指示系統の一本化が図られたことにより、迅速な業務遂行が可能となり、円滑で安定的な業務運営が図られたことも評価すべき点ではないかと考えております。具体的な事例を申し上げますと、今年は台風とか大雨とかが非常に多かったのですが、この災害発生時において、設備・警備・清掃の各業務責任者が連携して迅速に対応することができ、合同庁舎における被害状況の早期把握や現状復旧に向けた対応ができるようになっております。

今回、この競争性の確保といった課題の解決につきまして、前回入札参加の説明書を受

けとっていた業者に、応札しなかった理由を可能な範囲で伺っているところでは、企業グループが組めないといった理由や、業務案内がうまくできていなかったのか、従来どおり清掃業務といった単体業務と考えていたので応札しなかったというお答えをいただきました。なお、企業グループが組めない理由についてもう少し詳しく事情を教えてください、清掃業務に廃棄物搬出作業が含まれているので、これが含まれるとなかなかグループ組成が難しいといったこともございました。

前回の業者ヒアリングを踏まえまして、今回はまず清掃業務の仕様書の見直しを図り、廃棄物搬出処理を切り離すことといたしまして、これにより、グループ組成が難しいと考え応札に消極的であった業者も入札を検討してくれるものと期待しております。また、業務案内につきましても、前回までの官報・ホームページの入札案内に加えまして、官報公告後、速やかに地元業界団体への周知や近畿財務局などのメールマガジンも活用し、効果的な周知を図りたいと考えております。

私どもの説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。小委の意見を取り入れていただいているので。

○小松専門委員 ごみの搬出は別途契約ということですね。これで何とかなるんじゃないかという気はしますけれども。

○阪井総務課長 はい、左様でございます。

○古笛主査 ヒアリングでもそういった意見も出ていたので、ぜひ競争性が確保できればと思っています。よろしいでしょうか。

では、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（財務省（近畿財務局）退室）

（財務省（関東財務局）入室）

○古笛主査 続きまして、財務省の横浜第2合同庁舎の管理・運営等業務の実施要項（案）についての審議を行います。

実施要項（案）について、財務省関東財務局横浜財務事務所総務課、大塚課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○大塚課長 横浜財務事務所総務課長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回皆様にご審議いただきますのは、横浜市中区に所在する横浜第2合同庁舎の管理・運營業務について、公共サービス改革法による民間競争入札を実施しようとするものでございます。

これまでの経緯につきまして、改めて概略を説明いたします。お配りしております、契約状況等の推移と書かれた資料をごらんください。当該庁舎の管理・運營業務につきまして、平成27年度まで6種類の業務に分けて、毎年度一般競争入札や随意契約により民間委託をしておりましたが、平成28年度から現年度、平成30年度までの3年間は公共サービス改革法による民間競争入札を実施し、国際ビルサービス株式会社を代表企業とする入札参加グループと包括的な請負契約を締結しているところでございます。現在の契約が最終年度を迎えるに当たりまして、6月12日に入札監理小委員会において事業評価の審議が行われたところでございますが、その際、費用削減効果及び業務の包括化のあり方等に課題が残るとのご意見をいただきましたことから、今回は包括化のあり方等を見直し、3種類の業務に分けた上で、現行プロセスでの事業実施を図ろうというものでございます。

なお、今回ご審議いただく実施要項（案）につきましては、平成30年9月12日から9月26日にかけてパブリックコメントを実施いたしましたが、特段の意見の提出はございませんでした。

それでは、民間競争入札実施に係る主なポイントにつきまして説明させていただきます。項目名等が長いものにつきましては、適宜省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

いたします。なお、今回は3種類の業務に分けて実施するため、実施要項（案）も3種類ございますが、業務仕様書以外の部分につきましては基本的にほぼ同様の内容となっておりますので、横浜第2合同庁舎の管理・運營業務（電気・機械・監視制御設備点検等業務・執務環境測定等業務）における民間競争入札実施要項（案）に基づきまして、説明させていただきます。

まず、今回業務を実施いたします財務省関東財務局横浜財務事務所が管理する庁舎は、2ページの中ほど、1.1対象公共サービスの詳細な内容（1）の対象施設の概要及び、別途お配りしております横浜第2合同庁舎の管理・運營業務概要に記載がありますとおり、敷地面積が約1万4,000平方メートル、建物の建面積が約4,600平方メートル、建物の延べ床面積が約7万2,000平方メートルで、横浜財務事務所など全18官署が入居する地上23階、地下3階建ての行政施設となっております。

本件の対象の業務につきまして、それぞれの実施要項（案）の3ページに記載がありますとおり、1つ目が、電気・機械・監視制御設備点検等業務及び執務環境測定等業務、2つ目が清掃業務、3つ目が警備業務となっております。個々の業務内容につきましては、国交省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書及び各実施要項（案）に添付の別紙6、業務仕様書のとおりでございます。なお、仕様書につきましては、そのほとんどが前回の内容を踏襲したものとなっておりますが、主な変更点につきましては、後ほどご説明させていただきます。また、4ページ、1.1.1の管理・運營業務全般に係る業務としまして、入札参加グループの管理や発注者との連携について記載しております。

続きまして、6ページをごらんください。

○大塚課長 9ページ、こちらには、1.1.4、業務の引き継ぎとして、（1）現行の事業者からの引き継ぎと（2）本業務終了の際に民間事業者に変更が生じた場合の引き継ぎについて記載しております。

また、次の1.2のサービスの質の設定についてですが、本業務の実施に当たり、達成すべき質の設定として、1.2.1、管理・運營業務に関する包括的な質に、（1）确实性の確保、（2）安全性の確保、（3）環境への配慮、（4）快適性の確保の4項目を求めています。

（1）の确实性の確保、（2）安全性の確保につきましては、管理・運營業務の不備に起因する執務及び営業の中断回数、職員及び利用者の災害または事故の発生がゼロ回という水準にしております。（3）環境への配慮につきましては、各種法律や条例を遵守し、職員

や利用者の業務に支障が出ないよう配慮するとともに、温室効果ガスの削減目標の達成に努めることとしております。(4) 快適性の確保につきましては、横浜第2合同庁舎に勤務する職員を対象に業務委託に関するアンケートを実施し、満足及びほぼ満足に該当する回答の割合が70%以上の水準としました。なお、アンケートにつきましては、別紙4として添付しております。

なお、(3) 環境への配慮につきましては、清掃業務や警備業務にはそぐわないため、設定しておりません。

続きまして、10ページの中ほどになりますが、1.2.2の各業務において確保すべき水準において各業務の要求水準を記載しており、従来の実施方法について改善提案を行うことができるとしています。また、次の1.3の創意工夫の発揮可能性においても、公共サービスの質の確保について、(1) 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に対する提案、(2) 従来の実施方法に対する改善提案という2項目の提案をしていただくこととしております。これらの提案につきましては、入札の際に企画書の形で入札参加者に提出をしていただきます。なお、企画書の内容につきましては、後ほど改めて説明をさせていただきます。

続きまして、11ページですが、委託費の支払いにつきましては、1.4の委託費の支払方法に記載のとおり、監督・検査の結果、要求する水準を満たしていない場合は再度業務を行わせるとともに、業務改善計画書を提出させ、遂行後の確認ができない限り、委託費の支払いは行わないものとしております。

また、同じく11ページに1.5、費用負担等に関するその他の留意事項としまして、費用負担について記載しております。内容につきましては、一般的な施設管理業務における標準的な内容としております。

続きまして、12ページの2、実施期間に関する事項についてですが、本業務の実施期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。実施期間につきましては、国庫債務負担行為の活用によって、3年間の複数年契約を行うこととなります。

それから、同じく資料12ページには、3、入札参加資格に関する事項を記載しております。入札参加につきましては、全省庁統一参加資格の役務の提供等で、AまたはB等級を指定しており、入札参加グループで参加するグループ企業につきましては、全省庁統一参加資格の役務の提供等でC等級以上に格付けされていることを要件としております。

次の13ページですが、4、入札に参加する者の募集に関する事項としまして、民間競争入札に係るスケジュールを記載しております。今後の手続としましては、本年12月上旬に入札公告または官報公告を行いまして、12月下旬に入札説明会、12月中旬から来年1月上旬に現場説明会を実施した後、開札・落札予定者等の決定を2月上旬に行うことを予定しております。

続きまして、資料14ページから16ページにかけ記載のあります入札実施手続につきましては、提出書類として入札書、入札参加資格を証明するための書類及び企画書を提出していただきます。企画書につきましては、本業務の実施体制や管理業務に対する提案内容の審査を行うため、14ページ中ほどにあります③企画書の内容に記載する書類の提出を求めています。提出していただく企画書につきましては、管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に対する提案を行うこととしておりまして、また、従来の実施方法に対する改善提案を行う場合、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果または経費の削減効果、あるいはその両方について具体的に示すことを定めています。

これらの提案は、従来の実施方法として仕様書に定められている水準またはその業務の目的を達成することができるのであれば、民間事業者の知見等を活用した実施方法の改善または工夫を提案していただき、質の維持及びコスト削減につながることを目的として求めています。

また、入札参加者が提出した資料につきましては、当局職員で構成する審査員3名が審査を行いまして、入札参加資格に関する事項及び入札参加資格の確認にあたっての質の審査項目の設定に記載された内容を全て満たす事業者であると認められた場合に、入札書を提出していただきます。

次の、落札者の決定方法につきましては、16ページから17ページに記載しておりますので、16ページをごらんください。(2)落札者決定にあたっての方法の①落札者の決定方法ですが、こちらに記載しておりますとおり、提出された入札書につきましては、最低価格落札方式にて落札者を決定させていただきます。

次に17ページに進みますが、6、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項について、従来の実施状況につきましては、別紙3として添付しております。

続きまして、17ページの7、公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項につきましては、本業務に必要な機械室等の施設や事務スペースにつ

いて記載し、その使用制限等についてあわせて規定しております。

18ページの8、公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項が、また、次が22ページまで進みますが、9、公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項、次のページの10、対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項、さらに、同じく11、その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項につきまして、本業務に先立ち実施されました幾つかのほかの事例における実施要項を参考にしまして、同様に記載をしております。

続きまして別紙6の業務仕様書の主な変更点につきまして、ご説明させていただきます。まず、電気・機械・監視制御設備点検等業務・執務環境測定等業務につきましては、設備の更新や課名変更等に伴う型番ですとか設置場所名等の変更、業務性質上、施設管理者たる財務局業務である計画修繕の除外、汚水槽・雑排水槽点検清掃業務から排出される汚泥等の運搬・処分について許可を受けている業者と直接契約を締結する必要があることから、本業務から除外としております。

次に清掃業務につきまして、照明器具清掃について、ほかの庁舎管理と比べて実施していないところが多数のため華美と判断し削除としたほか、入居官署増加に伴う清掃面積の変更、専有部分面積清掃について入居官署が実施のため、削除としております。

最後に警備業務についてですが、現状に合わせて資格の有無ですとか配置等について変更を加えております。

このほかに、実施要項（案）に記載はありませんが、費用削減に向けて、より多くの企業に本件業務を知ってもらうため、パプコメ実施時や入札公告開始時に、関係協会等への情報提供を実施してまいります。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。最低価格落札方式というご説明をいただいたんですが、企画書を出せということになっているようですけれども、この企画書の扱いと

というのはどういうふうにされる予定でしょうか。

○高梨課長補佐 企画書自体は、応札予定である業者がまず業務を行えるかどうかというのを見るための一番の目的であります。

○小松専門委員 そこでいろいろ改善提案みたいなものを書くと、さっきご説明いただいたと思うんですけども、その内容に関しては、書いてあればいいのか。普通だと、総合評点方式だとそこで加点するとかいうことがあるんですが、それはされないんですよね。

○高梨課長補佐 そうですね。実施はしない予定です。

○小松専門委員 すると、書いてあればいいという話になるんでしょうか。

○高梨課長補佐 そこまでは考えておりませんが、初回がそういう扱いをしており、そこで今回変えるという想定をしていないということもありましたので、方法については継続をしているというのが一番の大きな要因になっております。

○小松専門委員 業者側にとってみると、そこが評価されるのか、されないのかというのがちょっと曖昧な感じがするんですけども。業者側からもしかしたら、どういう扱いかという質問が出てくるかもしれないですね。

○高梨課長補佐 その点は、入札実施までに準備はしておきたいと思います。

○小松専門委員 逆に、書かないと欠格扱いされちゃうのかという心配を、もしかしたら業者側は持つかもしれないという懸念があるということです。

○高梨課長補佐 わかりました。今後また入札に当たっては説明会等を実施いたしますので、そのあたりを説明会等でお答えできるように準備はしてまいりたいと思います。

○古笛主査 そのほか、いかがでしょうか。

清掃・警備を分けるというのは一般的な分割なのでよろしいのではないかと。

○小松専門委員 そうですね。やっぱり大きいですから、1社で全部やるというと結構大変だろうという気はしますね。

○石村専門委員 説明会は、それぞれ複数者が大体来ていたということなんですか。まだ結果を見ないとわからないですけども。

○高梨課長補佐 まだ説明会は実施しておりませんが、今の3カ年は1本の契約でしたので、前回は説明会には22者参加しております。今年の10月後半以降からの動きになるかと思うんですけども、実際に3本の業務に分けて説明会をそれぞれ実施いたしますので、そこにおいて、何者説明会に参加していただけるかということになるかと思っております。

○石村専門委員 大丈夫とは思うんですけども、万が一、1者という形になったら、声

のかけぐあいとか、あともう1つは、フォローを必ずやっていただきたいので、そこだけお願いしたいんですけれども。

○大塚課長 はい。関係業界等への情報提供を行って、複数参加という形になるべくするような形で進めていきたいと思っております。その点は承知しました。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

前日も3者いらしていたので、今回もうまく行くことをぜひ期待して、費用削減の効果も大きく出るといいなと思っておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、お願いいたします。

本日はありがとうございました。

（財務省（関東財務局）退室）

○古笛主査 続きまして、独立行政法人労働政策研究・研修機構の労働大学校の管理運営等業務の実施要項（案）についての審議を行います。

実施要項（案）について、独立行政法人労働政策研究・研修機構総務部会計課、中津課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○登坂課長 すいません、説明はまず、労働大学校の研修推進課長であります、私、登坂から説明させていただきます。

まず、これまでの経緯について、おさらいとして、資料C-4、横の表になっている、

契約状況等の推移と書いてある表をごらんいただきます。最初に市場化テストにかけられたのが平成21～23年度契約についてです。ここで一度市場化テストをかけまして、その後24、25、それから26～27の3回の契約については一般競争入札という形で、市場化テストを一旦離れました。その後、現行の契約ですが、平成28～30年度の契約でまた市場化テストに戻りまして、今回ご審議をいただきます平成31年度からの契約。ですから、これが3回目の市場化テストになります。

それで、前回の平成28～30年度の契約につきまして、審査をいただいた委員会の中でいろいろとご指摘をいただきまして、実施状況としてはおおむね良好な結果だけれども、この表にもありますように、単年度当たりの契約金額が上がり続けていることにつきまして何か改善を見る形をとるべきだということで今回継続になっているわけですが、前回の委員会の中でお話がありましたのが、この大きな5つの業務を今一括で入札にかけておりますが、これを適切な範囲に分割して入札にかけるとということと、契約金額が上がり続けているのと同時に予定価格も上がり続けているので、予定価格の適切な立て方についてもご意見をいただいていた。これにつきまして検討、改善した案として、今回の実施要項（案）をご審議いただく形になります。

それで、適切な業務の分割ですが、もう1枚ペラの資料のC-3です。1枚紙の、労働大学校の施設管理・運營業務の概要というペーパーがあるかと思いますが、こちらにありますように、今まで一括で業務委託していた5つの業務を大きく3つに分けてございます。5つのうち3業務を一括の形、総合評価の引き続きの形で、機械設備、電気設備、清掃という形を1つにまとめてございまして、そこから、旧来の一括から警備業務と緑地管理業務をそれぞれ単独の形で切り分けてございます。警備と緑地管理につきましては、最低価格落札方式で行う形で実施要項（案）を作成させていただいています。

この分割についてなんですが、清掃業務についても分割の検討をしたんですけども、清掃につきましては、この機械設備、電気設備と一体的に行う必要があるということで、具体的に言いますと、この清掃・衛生管理業務と書いてあるところを幾つか具体的な業務内容が書かれていますが、この中で例えば空気環境測定、上から3つ目のポツですが、その下の水質検査、3つ下のエアコン、換気扇等の清掃といったところがまさに機械設備業務と一体的に行う必要があるということで、ここは引き続き一体の形がふさわしいであろうという判断で、このまま独立させずに残してございます。

実施要項（案）の具体的な内容についてご説明をさせていただきます。前回の実施要項

○中津課長 会計課長の中津でございます。よろしくお願いいたします。

予定価格の積算でございますが、今までは、警備業務、清掃業務、常駐電気設備業務、常駐機械設備管理業務、緑地管理業務、エレベーター点検保守、あとその他の業務ということで7項目ございまして、それに対する前年度の契約実績をまず立てます。

それプラス、独自に積算するわけでございますけれども、それぞれ、警備業務、清掃業務等について、予定数量、予定の労働時間がございます。それに対して、市販の物価資料にそれぞれの適用単価がございますので、その単価を適用して出した金額の平均を予定価格としております。

今回の点の見直しでございますけれども、入札の落札率が9割を超えているという点もありますので、その点も考慮しながら、この市販の物価資料に書かれております単価が、大都市、10都市しかございません。なので、東京の単価を適用してございまして、その東京の単価を何かしらの調整率を掛けまして見直しをかけたとは思っております。

説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項について、ご意見、ご質問のある方はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 警備業務は最低価格落札方式ですね。企画書の中で提案を書けと書かれているんですけども、もしこれを書かなかつたらどうなるかということをやっと教えていただきたいと思うんですが。

○登坂課長 警備等業務の実施要項（案）の9ページに評価の基準と落札者の決定について書かれている部分がありますが、まず、基本的なところを確認するような、例えば（1）のイとかロとかいった部分については必須的に確認をさせていただくので、この部分が何も記載がないということであれば、失格とせざるを得ないかと思います。

さらにその下のハにありますような提案的なところについても基本的には必須ですから、記載がなければ失格となりますけれども、これはあくまでも提案について評価をするところではありませぬので、ここに書いてあるような快適性、安全性の確保といったところについて、何らか言及があるということであれば、適当と認められるのではないかと考えております。

○小松専門委員 書かなかつたらだめということですね。了解しました。

○古笛主査 そのほか、いかかでしょうか。設備管理のほうは総合評価落札方式を維持されるということですね。緑地管理のほうも最低価格落札で、ことさら問題ないですね。

○小松専門委員 これも提案があるのかな。

○古笛主査 緑地のほうも同じように企画書を提出という形でしょうか。

○登坂課長 はい、そうです。ただ、緑地管理のほうの企画書は、警備に比べてさらにもっと確認的な内容になっていますので、基本的に緑地管理の業務をきちんとされている業者さんであれば、普通に記載いただけるような内容になっているかと思います。

○小松専門委員 それから、予定価格に市販の物価資料を使っておられるということなんですけれども、国交省の保全業務の仕様書ってありますよね。あちらはお使いにならないんですか。

○中津課長 国交省の保全業務の単価がこちらのほうに載せてありますので、同じものを適用させていただいているところです。

○小松専門委員 まあ、仕様書は保全センターで売っていると思うんですけれども。毎年多分、単価が変わっているんですよ。

○中津課長 そうですね。変わります。

○小松専門委員 結構です。ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは、以上とさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、お願いいたします。

本日はありがとうございました。

（労働政策研究・研修機構退室）

— 了 —